

令和7年7月16日

関係各位

門司海上保安部

航行安全課長

関門港門司第1船だまり周辺海域における航泊の禁止について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より関門港内の船舶交通の安全確保につきましては、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、本年度も関門港門司第1船だまり周辺海域において、関門港ボート天国が実施されることに伴い、令和7年7月20日（日）午前10時00分から午前11時30分までの間、船舶交通の安全確保のため、別紙の港長公示第2号（令和7年7月16日）により一般船舶の航泊を禁止することといたしました。

つきましては、貴傘下関係者に公示内容の周知、ご指導方よろしくお願いいたします。

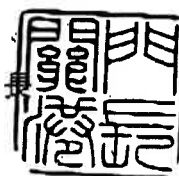
謹白

港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和7年7月16日

関 門 港 長



関門港門司第1船だまり周辺海域における航泊の禁止について

関門港門司第1船だまり周辺海域において、「関門港ポート天国」の行事が実施されるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶並びに緊急用務船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和7年7月20日（日）午前10時00分から午前11時30分まで

ただし、午後11時30分以前に終了した場合は、安全が確保された時間までとする。

2 区 域（航泊禁止区域略図参照）

基点（北緯33度56分55.2秒：東経130度57分44.0秒）から真方位180度150mの地点を結んだ線の陸側に囲まれた海域

3 備 考

①航泊禁止期間中、現場付近に警戒船が配備される。

②航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図

